

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称：PRTR 法、化管法）

（平成 11 年法律第 86 号）（平成 27 年 8 月 11 日（基準日）現在のデータ）

e-Gov（法）：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000086>

e-Gov（施行令）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412C00000000138\\_20230401\\_503C00000000288](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412C00000000138_20230401_503C00000000288)

（令和 3 年政令第 288 号による改正）

e-Gov（施行規則）：[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60001fc2001\\_20230401\\_504M60003FC0001](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413M60001fc2001_20230401_504M60003FC0001)

（令和 4 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号による改正）

経済産業省 HP：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

法で「第一種指定化学物質」として定めた物質で年間 0.5 トンまたは 1 トン以上取り扱う事業者が「第一種指定化学物質等取扱事業者」として適用され、当該物質の排出・移動量の報告が義務づけられます。ただし、常時使用する従業員の数が 20 人以下であれば法定事業者には該当しません。印刷関連の対象物質は「印刷産業における環境関連法規集（2022 年版）」p135 に例示してあります。

この法律では、「第一種指定化学物質」に加え「第二種指定化学物質」（これらを法律では「指定化学物質等」と定義）を取り扱う事業者を「指定化学物質等取扱事業者」と定義して、指定化学物質を他人に提供する際に SDS 交付義務を課していますが、印刷産業にはこの業務はないと考えます。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。</p>	目的
第 2 条第 2 項	<p>（定義等）</p> <p>この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令<sup>解釈上の注釈 1</sup>で定めるものをいう。</p> <p>一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。</p> <p>三 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。</p> <p>（解釈上の注釈 1）施行令第 1 条、施行令別表第 1 に記載された 515 物質。「印刷産業における環境関連法規集（2022 年版）」p135 では印刷関連の対象物質として 20 物質を例示している。</p> <p>「特定第一種指定化学物質」は施行令第 4 条で 22 物質が定義されている。「印刷産業における環境関連法規集（2022 年版）」p135 では印刷関連の対象物質として 4 物質を例示している。</p>	定義

第2条第5項	<p>この法律において「<b>第一種指定化学物質等取扱事業者</b>」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令<sup>解釈上の注釈2</sup>で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令<sup>解釈上の注釈3</sup>で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令<sup>解釈上の注釈4</sup>で定める要件に該当するもの(以下「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>(解釈上の注釈2) 施行令第3条。第3号に「製造業」がある。</p> <p>(解釈上の注釈3) 施行令第4条。第1項第1号イで第一種指定化学物質は「1トン以上」、同号ロで特定第一種指定化学物質は「0.5トン以上」と定められている。さらに、第2号で「常時使用する従業員の数が21人以上であること」と定めている。</p> <p>(解釈上の注釈4) 施行令第5条。条文は以下のとおり。</p> <p>法第2条第5項第1号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が1%以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が0.1%以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品</p> <p>三 主として一般消費者の生活の用に供される製品</p> <p>四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。)</p> <p>(解釈上の注釈) 対象事業者については経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html</a>) 参照。</p>	定義
第2条第6項	<p>この法律において「<b>指定化学物質等取扱事業者</b>」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品であって政令<sup>解釈上の注釈5</sup>で定める要件に該当するもの(以下「第二種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第二種指定化学物質等を取り扱う者をいう。</p> <p>(解釈上の注釈5) 施行令第6条。条文は以下のとおり。</p> <p>法第2条第6項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が1%以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。</p> <p>一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品</p> <p>三 主として一般消費者の生活の用に供される製品</p> <p>四 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。)</p>	定義
第4条	<p>(事業者の責務)</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等第2条第2項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。</p>	一般的責務
第5条第1項	<p>(排出量等の把握及び届出)</p> <p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量(第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令<sup>解釈上の注釈6</sup>で定める方法により当該事業所において環境</p>	義務 (罰則無し)

	<p>に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。次項及び第 9 条第 1 項において同じ。)及び移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令<sup>解釈上の注釈 7</sup>で定める方法により算出する量をいう。次項において同じ。)を主務省令<sup>解釈上の注釈 8</sup>で定めるところにより把握しなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 6) 施行規則第 2 条。引用省略。経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html</a>) 参照。  (解釈上の注釈 7) 施行規則第 3 条。引用省略。経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html</a>) 参照。  (解釈上の注釈 8) 施行規則第 4 条。引用省略。経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/4.html</a>) 参照。</p>	
第 5 条第 2 項	<p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、主務省令<sup>解釈上の注釈 9</sup>で定めるところにより、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令<sup>解釈上の注釈 10</sup>で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 9) 施行規則第 5 条。毎年度 6 月 30 日までに、施行規則様式第 1 による届出書を提出と規定。  (解釈上の注釈 10) 施行規則第 6 条。以下を規定。  一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  二 事業所の名称及び所在地  三 事業所において常時使用される従業員の数  四 事業所において行われる事業が属する業種  五 法第 5 条第 1 項の規定により排出量及び移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに当該第一種指定化学物質に係る第 4 条第 2 号及び第 3 号に定める区分ごとの排出量及び移動量</p>	義務 (20 万円以下の過料)
第 5 条第 3 項	<p>前項の規定による届出(次条第 1 項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付すことができる。</p>	義務 (罰則無し)
第 6 条第 1 項	<p>(対応化学物質分類名への変更)</p> <p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第 2 項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令<sup>解釈上の注釈 11</sup>で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもって次条第 1 項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。</p> <p>(解釈上の注釈 11) 施行規則第 7 条。具体的には、施行規則別表(第 7 条関係)で規定。</p>	権利付与 (第一種指定化学物質等取扱事業者)
第 6 条第 2 項	<p>第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第 2 項の規定による届出と併せて、主務省令<sup>解釈上の注釈 12</sup>で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 12) 施行規則第 8 条第 1 項。毎年度 6 月 30 日までに、施行規則様式第 1 の届出書と併せて、施行規則様式第 2 による請求書及び当該請求書別紙に定める事項についての事実を証する書類を提出して行わなければならないと規定。</p>	義務 (罰則無し)
第 14 条第 1 項	<p>(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)</p> <p>指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 13</sup>で定める方法により提供しなければならない。</p>	義務 (罰則無し)

	<p>(解釈上の注釈 13) 「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」  <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412M50000400401">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412M50000400401</a>          経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html</a>) 参照。</p>	
第 14 条第 2 項	<p>指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令<sup>解釈上の注釈 14</sup>で定める方法により提供するよう努めなければならない。</p> <p>(解釈上の注釈 14) 「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」  <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412M50000400401">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412M50000400401</a>          経済産業省 HP (<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html</a>) 参照。</p>	努力義務